

1 工事監理の状況に関する報告書【完了検査・中間検査】 鉄筋コンクリート造編

※該当する検査を丸で囲むこと。

建築敷地の所在地	
確認年月日・番号	
建築主住所氏名	
工事監理者住所氏名	T E L
工事施工者住所氏名	T E L

検査項目		検査の判定基準・方法等			検査日付		建築主事・指定確認検査機関用			
					工 事 施 工 者	工 事 監 理 者	検査方法		検査結果	
		A：目視検査 B：計測検査 C：検査結果 報告書に よる検査	良 否				法令 適合 確認 月日			
			一次 検査 合否 月日	二次 検査 合否 月日						
① 全 体 共 通 事 項	工事 監理の 状況 確認	中間検査申請書又は 完了検査申請書 検査申請書の添付資 料	規則第1条 の3	検査申請書第4面「工事監 理の状況欄」の記載事項を 確認し、工事監理が適切に 行われていることを確認			A・B・C			
		確認申請書・添付図書	規則第1条 の3	建築工事の状況について確 認申請書・添付図書との不 整合部分の有無を確認			A・B・C			
	敷地の 状況 確認	付近見取図、配置図、 敷地断面図、 (指定工作物の擁壁が ある場合は、指定工作 物確認書)	法第19条	敷地の高低差、がけ等の状 況確認(指定工作物である 擁壁がある場合は、指定工 作物の確認及び検査済証が 交付されていることを確 認)			A・B・C			
	建築物 の形状 ・寸法	各階床伏図、軸組図、 構造詳細図	令第3章 第6節	a)柱、はり、壁、床版の位 置・部材スパン寸法の確認			A・B・C			
		構造詳細図	令第79条	b)かぶり厚さの確認			A・B・C			
	使用建 築材料 の品質	使用構造材料一覧表、 構造詳細図	法第37条	c)鉄筋の品質（JIS規格） の確認			A・B・C			

	使用建築材料の品質	使用構造材料一覧表、構造詳細図	法第37条	d) コンクリートの品質 (JIS規格適合、プレキャストコンクリートを除く)の確認			C			
		使用構造材料一覧表、構造詳細図、施工方法等計画書、検査申請書の添付資料	令第74条 告示第1102号	e) コンクリートの圧縮強度試験結果が設計基準強度以上であること			A・B・C			
② 地盤・基礎	設計 地盤の確認	敷地断面図及び基礎・地盤説明書、基礎伏図	令第38条 令第93条 告示第1113号	a) 支持地盤の位置、種類、支持力等の確認(地盤調査計画□有り□なし)			A・C			
	基礎・くいの種類、配筋	敷地断面図及び基礎・地盤説明書、基礎伏図、構造詳細図	令第38条 令第73条 令第77条の2 令第78条	b) 基礎の種類、くいの工法、長さ、径、位置、偏心による補強等の確認 底版寸法、主筋の径、本数、位置、定着等の確認			A・B・C			
	地中ばり	基礎伏図、軸組図、構造詳細図	令第38条 令第73条 令第78条	d) 地中ばりの断面寸法、主筋径、本数、位置、定着方法、継手(位置、長さ)、あばら筋の位置、径、間隔、形状、偏心による補強等の確認			A・B・C			
③ 柱	一般階主筋	各階床伏図、構造詳細図	令第77条	a) 柱寸法、主筋の種類、径、本数、配置(方向)			A・B・C			
		構造詳細図	令第77条	b) 2段筋の位置(間隔)の確認			A・B・C			
	最上階主筋	構造詳細図	令第73条	c) 柱頭鉄筋の止まり高さ、主筋の出隅のフックの確認 最上階の主筋のはりに対する定着確認			A・B・C			
	最下階主筋	構造詳細図	令第73条	d) 最下階の主筋の基礎に対する定着確認			A・B・C			
	鉄筋の継手等	構造詳細図	令第73条	e) 主筋の継手の種類、位置及び性能・品質の確認(評定品の仕様確認)			A・B・C			
		構造詳細図	令第73条	f) ふかしの大きさによる配筋補強確認			A・B・C			

	帯筋	構造詳細図	令第77条	g)鉄筋の種類、径、間隔、 本数（副帯筋共）及び形状 の確認			A・B・C			
		構造詳細図	令第77条	h)主筋絞り部、折曲げ部の 帯筋補強の確認			A・C			
		構造詳細図	令第77条	i)仕口部分の帯筋の配置確 認			A・B・C			
		構造詳細図	令第77条	j)第1帯筋と柱頭の拘束帯 筋の位置確認			A・C			
		構造詳細図	令第73条	k)帯筋のフック形状、結束 の確認			A・B・C			
④ は り	はり 主筋	基礎伏図、各階床伏 図、構造詳細図	令第78条	a)はり断面寸法、はり主筋 の種類、径、本数及び位置 の確認			A・B・C			
		構造詳細図	令第78条	b)中吊り筋の間隔の確保、 長さ確認			A・B・C			
	定着・ 継 手	構造詳細図	令第73条 令第78条	c)はり筋の定着長さ、位置 確認			A・B・C			
		構造詳細図、施工方法 等計画書	令第73条 告示第 1463号、 令第78条	d)主筋の継手の種類、位置 及び性能・品質の確認（評 定品の仕様確認）			A・B・C			
		各階床伏図、構造詳細 図	令第73条 令第78条	e)はり筋出隅部の鉄筋端部 のフック確認			A・B・C			
	ふかし 、貫通 孔補強	基礎伏図、各階床伏 図、構造詳細図	令3章6節	f)ふかし部分の補強方法が 適切か、貫通孔補強の確認 （評定品の仕様確認）			A・B・C			
	あばら 筋	構造詳細図	令第78条	g)あばら筋の種類・径・間 隔・本数（副あばら筋共） の確認			A・B・C			
	あばら 筋	構造詳細図	令第73条	h)あばら筋のフック形状、 結束の確認			A・B・C			
	片持ち ばり	構造詳細図	令第73条 令第78条	i)片持ちばり主筋の定着、あ ばら筋位置確認			A・B・C			
	小ばり	各階床伏図、構造詳細 図	令第73条	j)小ばり配筋の位置と定着 確認			A・B・C			
	床版配 筋	各階床伏図、構造詳細 図	令第77条 の2	a)床版厚さと支持条件、寸 法、鉄筋の種類・径・間 隔、位置の確認			A・B・C			

		各階床伏図、構造詳細図	令第77条の2	b)主筋配置（短辺・長辺と折り曲げ配筋）の確認		A・C			
	定着、重ね継手	各階床伏図、構造詳細図	令第73条 令第77条の2	c)定着と長さ与方法（はり定着、隣接床版、段差床版の定着）		A・B・C			
		各階床伏図、構造詳細図	令第73条 令第77条の2	d)片持床版の定着と上端筋位置確保（先端壁有無）		A・B・C			
		構造詳細図	令第73条 令第77条の2	e)継手の位置と長さ		A・B・C			
	補強筋等	構造詳細図	令第3章 第6節	f)床版の出入隅部の補強		A・B・C			
		構造詳細図	令第3章 第6節	g)開口部補強配筋確認		A・B・C			
		構造詳細図	令第3章 第6節	h)階段部配筋と補強筋確認		A・B・C			
⑥ 壁	壁筋	各階床伏図、軸組図、構造詳細図	令第78条の2	a)壁厚、鉄筋の径、ピッチ、位置（土圧壁主筋・階段受け筋）の確認		A・B・C			
	定着・重ね継手	各階床伏図、軸組図、構造詳細図	令第73条 令第78条の2	b)定着確認（はり、柱、スラブ、壁定着）		A・B・C			
		構造詳細図	令第73条 令第78条の2	c)重ね継手の位置と長さの確認		A・B・C			
	壁補強筋等・構造スリット	各階床伏図、軸組図、構造詳細図	令第78条の2	d)開口補強配筋確認		A・B・C			
		各階床伏図、軸組図、構造詳細図	令第3章 第6節	e)スリット（完全、部分）の位置、形状及び配筋確認		A・B・C			
⑦ その他の検査項目	設備配管等	各階床伏図、軸組図、構造詳細図	令第3章 第6節	a)設備配管等（CD管等）の配置確認及び部材の断面欠損の検討		A・C			

⑦ その他 の 検 査 項 目	ガス圧 接 継手	各階床伏図、軸組図、 構造詳細図	令第73条 告示第 1463号	b)圧接部の長さおよび膨ら みの直径、圧接面のずれ、 鉄筋中心軸の偏心量の確認			A・C			
		施工方法等計画書	令第73条 告示第 1463号	c)圧接部の検査（引張試験 超音波探傷試験等）の検査 箇所、検査率、合格率等及 び補強箇所の確認			C			
	特殊鉄 筋継手	各階床伏図、軸組図、 構造詳細図、施工方法 等計画書	令第73条 告示第 1463号	d)評定工法の等級・仕様及 び検査方法と検査箇所、検 査率、合格率等及び補強箇 所の確認(A級ガス圧接・熱 間押抜き工法も含む。)			A・B・C			
		施工方法等計画書	令第73条 告示第 1463号	e)評定品以外の継手の仕様 及び検査方法と検査箇所、 検査率、合格率等及び補強 箇所の確認			A・C			
	型枠・ 支柱の 取り 外し 既存打 設部分 の状況 確認	施工方法等計画書	令第37条 令第79条	f)型枠及び支柱の締付け、 清掃状況確認						
		施工方法等計画書	令第37条 令第79条	g)打ち込み欠陥部等の断面 欠損の処理、型枠等木片撤 去補修確認						
		基礎伏図、各階床伏 図、軸組図、構造 詳細図	令第3章 第6節	h)基礎、柱、はり、床板、 壁の躯体寸法の確認						
		施工方法等計画書	令第76条	i)型枠支柱存置期間の確認						
		施工方法等計画書	令第75条 令第76条	j)コンクリート打設後の養 生						
		施工方法等計画書	令第72条 令第74条 告示第 1102号	k)コンクリートの調合及び 圧縮強度の確認						
⑧ 検査 結果 に	検査結 果及び 処置	1 検査申請書の提出直近の建築確認申請書確認。計画変更確認等の有無(□有り □なし) 2 確認図書との不整合部分の有無(□有り □なし) 3 不整合部分があった場合の措置(□法令不適合 □変更確認申請指示 □軽微な変更処理) 4 法令不適合の場合の不適合通知処理年月日・処理番号 ()								

伴 う 手 続 き		5 不適合通知後の処理 ☐ 違反建築物として特定行政庁に連絡・通知 ☐ 確認申請 6 変更確認申請指示の場合の措置 ☐ 申請年月日・番号 ☐ 完了検査・中間検査申請年月日・番号 7 軽微な変更処理の場合の措置 ☐ 変更図面提出と再検査 ☐ 仕様書等の再確認により適合(再検査なし)
	特定工 程後の 工程 の指定	1 特定工程後の工程指定部分 2 指定年月日
	特定工 程後の 工程 の指定 解除	1 特定工程後の工程指定部分 2 指定解除年月日
検査結果 の考察		

【RC 造の検査の留意点】

鉄筋コンクリート造検査項目については、特定工程として指定された「2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」についていわゆる現場打ち鉄筋コンクリート造を想定して作成している。他の工程指定の場合や特殊な構造又は工法については考慮していないので、別途作成することが必要である。

1) 検査の重要項目

鉄筋コンクリート工事の中間検査では、構造耐力上で重要な部分が確認図書のとおり施工されているかを重点的に検査する。

具体的な重要項目としては、次のような項目が考えられる。

- ① 法令、告示に規定されている事項の確認
- ② 各部材の材質、サイズ、鉄筋径、本数、ピッチ等の確認
- ③ 鉄筋継手の種類、位置、長さ等の確認
- ④ 各部材接合部の定着方法及び定着長さの確認
- ⑤ 各部位の補強の状況確認
- ⑥ 特殊な工法や材料を使用した場合の仕様の確認

2) 検査の方法

検査方法としては目視による確認又はスケール等による測定での確認が考えられる。スケールによる測定では、2～3箇所測った後共通する部分については目視でよいものと考えられる。これは、中間検査の中で破壊検査等による適法性の確認をすることが技術的にも困難であり、経済的にも申請者に過大な負担をかけることになるため、原則として外部からの目視又は寸法測定等により適法性の確認を実施することで足りるものと考えられていることによる。

3) 報告書等

すでに検査の時点で施工されているなど、目視検査で判断できない部分については、施行通知1332号に基づき、工事監理時に行った建築材料の規格・品質の確認、建築材料の強度等の試験、接合部等の品質確認試験等による検査の結果の提出を求める。

※例えば、鉄筋の規格適合を証明するミルシート等、圧接継手の抜取り引張強度試験結果、超音波探傷試験結果及び構造体コンクリート圧縮強度試験結果

4) チェックシートの各検査項目

検査に当たっては、各部位の検査に先だって工程全体の配筋状況を見直し、鉄筋の乱れ、踏み荒らし、波打ち、たるみ等がなく配筋されているかどうかを確認し、全体の施工状況を把握した上で以下の検査を実施する。

① 全体、共通事項

・工事監理状況の確認

工事監理状況の把握は、特定行政庁が「施工状況等の報告」等を求めている場合には、それらを参考にし、施工管理及び工事監理の状況を審査し評価する。なお、詳細については、「2007年版 建築構造審査要領(日本建築行政会議)」資料「中間検査実施マニュアル」に監理者の状況や監理形態のケース別に記述されているので、それを参考とされたい。また、確認申請書及び添付図書との確認を行う必要がある。

・敷地の状況確認

付近見取り図、配置図、敷地断面図、基礎・地盤説明書等により敷地の高低差、がけ(擁壁)等の状況に支障がないか確認する。

・建築物の形状・寸法

a) 柱、はり、壁、スラブの位置・部材スパン寸法の確認(令第3章第6節)。

b) かぶり厚さについては、令第79条による規定で明確な数値が記載されているので、これが確保されているか確認する。

なお、参考としてJASS5ではこの政令規定値に若干の割増しをした規定値を示している。

特に、外壁で柱面とはり面が同一面となる場合、柱型部分における鉄筋のかぶりがとれない場合があるので注意を要する(令第79条)

c) 鉄筋の材質については、圧延マークや色別表示による個々の材の確認方法があるが、全般的にはミルシートによりJIS規格(JISG3138)に定める品質に、適合するもの又は法第37条第二号の国土交通大臣の認定を受けたものであることを確認する。また、降伏点及び引張強度については圧接部の引張試験結果も参考となる(法第37条、昭55建告第1794号)。

d) コンクリートの品質については、JIS 規格（JISA5308-2003）に定める品質に、適合するもの又は法第37条第二号の国土交通大臣の認定を受けたものであることを確認する。また、品質基準強度補正值と温度補正值を適切に設定した呼び強度であることを確認する（法第37条）

（参考図書例：JASS5「6節 発注・製造および受入れ」等）。

なお、レディーミタストコンクリート工場は、JIS マークの表示許可を受けた工場であることが望ましいが、表示許可を受けていない工場の場合は、JISA5308-2003 に適合していることを確認する必要がある。

② 地盤・基礎

a) 支持地盤については、直接目視できる場合は地層、構成等により適切な地盤であることの確認を行う。また、くい基礎等直接目視できない場合には、試験くいの際の掘削土の標本などと地盤調査報告書を照合することにより支持層に達していることを確認する（令第38条、令第93条、平13建告第1113号）。

また、土質については、ボーリング等により土の資料が得られる場合は目視で確認する。

なお、構造計算を行っていない建築物の基礎については、地盤の長期許容応力度に応じた基礎の構造となっているか確認を行う（平12 建告第1347号）。

b) くいについては、試験くい施工時の掘削土の確認若しくは、くいの施工結果報告書等で工法、本数、径、施工深度、またくいの心ずれ等を確認する。

c) 基礎やくいが偏心している場合は、ベース筋及び地中ばりに対する補強鉄筋が適切に施工されているかを確認する（令第38条、令第73条、令第77条の2、令第78条）。

偏心による補強の必要性については、当初設計の余裕度により異なるため原則として構造計算により確認する（参考図書例：配筋指針「基礎」等）。

③ 柱

a)、g) 確認図書（構造詳細図）の主筋リストで柱断面径、鉄筋径、本数、配置方向、帯筋ピッチ（副帯筋含む）等を確認する（令第77条）。

とくに柱筋の配置がX、Y方向を取り違えている場合があるので注意を要する（参考図書 例：JASS5「鉄筋間隔、あきの最小寸法」等）。

c)、e)、k) 確認図書（構造詳細図）の架構詳細図、仕様図等で柱頭、柱脚部分の柱筋の納まり、定着、継手の位置、帯筋のフック形状等を確認する（令第73条）。

また、柱出隅部分の重ね継手における主筋端部のフックを確認する（参考図書例：配筋指針「柱頭（最上階）の配筋」「柱脚（最下階）の配筋」等、JASS5「柱筋の継手の位置及び定着」等）。

h) 柱筋と帯筋の結束については、とくに柱の絞り部分にあそびが出やすいので注意を要する参考図書例：配筋指針「帯筋、副帯筋の一般形状」「柱筋の絞り位置と絞り方」「帯筋の配筋間隔について」等）。

④ はり

a)、g) 確認図書（構造詳細図）のはり筋リストで、はりせい、はり幅、鉄筋径、本数、位置、あばら筋ピッチ（中子筋含む）等を確認する。とくに中吊り筋のさがりすぎや、鉄筋との間隔不足に注意を要する（令第78条）（参考図書例：JASS5「鉄筋の間隔、あきの最小寸法」及び配筋指針「はり端部、中央部の配筋」等）。

c)、d)、e) 確認図書（構造詳細図）の架構詳細図、構造詳細図等ではり主筋の柱への定着、継手の位置、触手長さ、あばら筋のフック形状等を確認する。とくにはり主筋の柱への定着については、定着起点から折曲げ部までの水平距離を確保することが重要なので注意を要する。

また、はり出隅部分の重ね継手における主筋端部のフックを確認する（令第73条、令第78条）

（参考図書例：JASS5「梁筋の定着」、RC 規準「仕口への定着」等、JASS5「梁筋の触手の位置」「鉄筋の重ね継手の長さ」等・配筋指針「あばら筋」「腹筋」「幅止め筋」「片持ちばりの配筋」「小ばりの端部、中央部の配筋」「定着」等）。

f) 開口部の補強については、高強度鉄筋のため大臣認定となる製品の使用が多いので使用方法等要件を満たしているかを確認図書（構造詳細図）の構造詳細図又は設計施工要領等により確認する（令第3章6節）。

⑤ 床版

a) 確認図書（構造詳細図）の床版配筋リストで厚さ、主筋方向、鉄筋ピッチ、径等を確認する。とくに短辺方向に主筋が配置されているかを注意する（令第77条の2）（参考図書例：配筋指針「床スラブ継手位置」「床スラブに関するその他の事項」等）。

c)、e) 確認図書（構造詳細図）の構造詳細図等で床版配筋の定着長さ、定着方法、継手位置、継手長さ等を確認する（令第73条、令第77条の2）（参考図書例：配筋指針「床スラブ配筋」等）。

d) 片持ち床版については上端筋の位置が正しく保たれているか、定着長さが確保されているかを確認する。また、はりとの接続部の床版厚が確保されていることを確認する（令第73条、令第77条の2）（参考図書例：配筋指針「片持スラブ」等）。

g) 開口部のために鉄筋を切断したまま施工することもあるので、切断した鉄筋と同じ鉄筋量の開口補強筋等が配筋されていることを確認する（令第3章第6節）（参考図書例：RC 規準等）。

h) 階段部分の配筋においては、階段の主筋が確認図書（階段詳細図）のとおり配筋されているか、また壁等への定着が確保されているかを確認する（令第3章第6節）（参考図書例：配筋指針「階段」等）。

⑥ 壁

a) 確認図書（構造詳細図）の構造図の壁筋リストで厚さ、鉄筋ピッチ、径等を確認する（令第78条の2）。

b)、c) 確認図書（構造詳細図）の構造詳細図等で壁筋の定着長さ、定着方法、継手位置、継手長さ等を確認する（令第73条、令第78条の2）。

また、二次壁等ではりの落とし込みのため、壁の横筋を切断し、柱へ定着されていないことがあるので注意を要する（参考図書例：JASS5 及び配筋指針「壁筋の定着」等、JASS5 及び配筋指針「壁筋の継手の位置」等）。

d) 壁の開口部についてはとくにひび割れが生じやすい部分なので、構造詳細図のとおり補強筋の施工がされているかを確認する（令第78条の2）（参考図書例：配筋指針「壁開口補強」、建築物の構造関係技術基準解説書「スリットの配置及び詳細」等）。

e) 確認図書（構造詳細図）の伏図又は軸組図等でスリットの位置を確認し、構造詳細図等で施工方法が正しいか確認する（令第3章第6節）。

⑦ その他

- b) 、 c) ガス圧接については、圧接部の長さが主筋径の1.1 倍以上、圧接部の膨らみの直径が主筋径の1.4 倍以上、圧接面のずれが主筋径の1/4 以下、鉄筋中心軸の偏心量が主筋径の1/5 以下となっているか、また・割れ等についても目視、計測し適切に施工されていることを確認する（平12建告示1463号）。圧接部の検査では・試験成績表等により検査の状況を確認する。抜取り検査の場合は、検査率、圧接部の強度を確認し、超音波探傷検査の場合は、第三者検査機関による受入れ検査であること、検査率（1 ロット30 箇所）、内部欠陥の有無、不合格率等を確認する（令第73条）（参考図書例：JASS5「ガス圧接継手」等）。
- d) 特殊鉄筋継手については、承認された設計施工要領書のとおり施工されているか確認する（参考図書例：JASS5「特殊な鉄筋継手」等）。機械式継手については、確認図書等からカップラー等の耐力や接合部分のモルタル、グラウトの材料強度、ナットのトルク等を確認する（平12建告第1463号）。
- e) 、 f) 型枠の締付け、清掃状況及びコンクリート打設状況を確認する。型枠の施工や清掃及びジャンカ処理が適切に行われていない場合、断面欠損やかぶり厚さ不足となりやすいので、注意し状況の確認を行う（令第37条、令第79条）。また、コンクリート打継ぎ面の施工は、構造耐力上重要であるため洗浄処理が行われているかヒアリング等により確認することが望ましい。
- i) 型枠の存置期間及び既存部分のコンクリート打設後の養生方法が適切に行われているか、ヒアリング、目視等により確認をする（令第75条、令第76条、昭46建告第110号）（参考図書例：JASS5「型枠の検査」「不具合とその修理方法の例」「打継ぎ」「養生」等）。
- j) コンクリートの圧縮強度試験については、供試体の養生方法により強度管理材齢（試験日）が異なるので注意を要する（令第72条、令第74条、昭56建告第1102号）（参考図書例：JASS5「調合」、「構造体コンクリート強度の検査」等）。